## ボイラー溶接士のテストピースによる免許更新手続き

#### 1 申請先

「申請者の住所地を管轄する労働局」又は「直近の免許証の交付を受けた労働局」

### 2 申請時期

免許証の<u>有効期間満了の 1 か月前</u>から受付を行います。 なお、有効期間を超過してからの申請は無効です。

#### 3 必要な書類

- ① 免許申請書(様式第12号)≪収入印紙1,500円分(消印していないもの)、写真1枚貼付≫
- ② 返信用封筒≪切手 434 円分貼付≫
- ③ 更新する免許証
- ④ テストピース

≪住所変更のある場合≫ 住民票の写し等

#### 4 更新手続きの流れ

(1)以下により作成したテストピース1個(切り出したもので曲げる直前のもの)と、上記3の申請書類等を兵庫労働局免許係に持参してください。

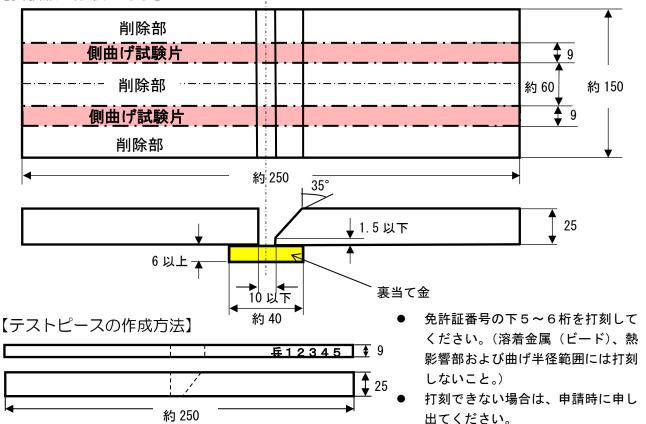
※申請先が兵庫労働局以外の場合の更新手続きについては、申請先の労働局に確認してください。

種別	特別ボイラー溶接士	普通ボイラー溶接士
材質	● JIS G 3103-1966(ボイラ用圧延鋼材)に定める鋼板 2 種の規格に適合するもの(SB 材) ● JIS G 3106-1970(溶接構造用圧延鋼材)に定める鋼板 1 種の規格に適合するもの(SM 材) ● JIS G 3101-1970(一般構造用圧延鋼材)に定める鋼板 2 種の規格に適合するもの(SS 材)	
板厚	25.0 mm	9.0 mm
開先	レ(35 度)ルート間隔 10 mm以下	V(60 度)ルート間隔 5 mm以下
裏当金	厚さ6.0 mm以上	厚さ約 6.0 mm
溶接棒	JIS Z 3211-1970(軟鋼用被覆アーク溶接棒) 直径が 3.2 mm以上 6.0 mm以下	
溶接姿勢 溶接方法	「横向き」突合せ溶接 ※試験板は開先の直角面が上側になるようにおく	「下向き」突合せ溶接
仕上げ	裏当金をはずし、溶着金属を母材の面まで機械仕上げのこと (母材の面以下に削り込んだり、仕上げ面をつち打等したものは無効)	
	「側曲げ」試験用 9.0 mm(幅仕上げ)× 25.0 mm(板厚のまま)	「裏曲げ」試験用 38.0 mm(幅仕上げ)× 9.0 mm(板厚のまま)
注意事項	<ul> <li>●試験板は、溶接の前後を通じて熱処理、つち打、ピーニング(ハンマ等による溶接部の打撃)等の処理を行ってはならない</li> <li>●溶接を開始してから終了するまで、その上下又は左右の方向を変えてはならない</li> <li>●試験板は、逆ひずみ法、拘束法等の方法により溶接後のひずみがなるべく5度をこえないように作成する</li> </ul>	

## ① 特別ボイラー溶接士

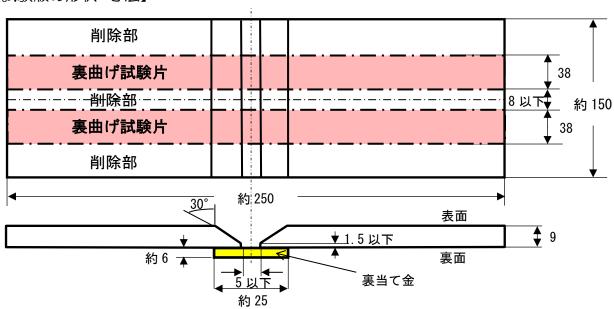
【試験版の形状・寸法】

(単位:ミリメートル)

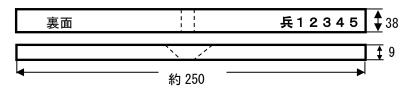


# ② 普通ボイラー溶接士

【試験版の形状・寸法】



## 【テストピースの作成方法】



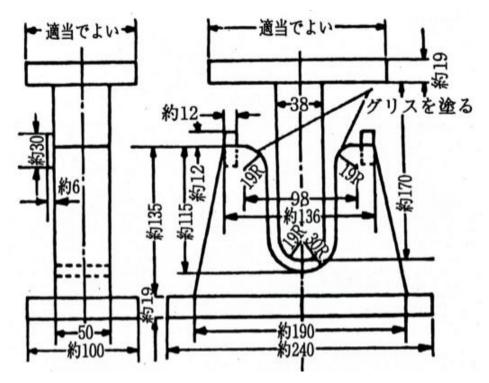
● 免許証番号の下5~6桁を打刻してください。(溶着金属(ビード)、熱 影響部および曲げ半径範囲には打刻 しないこと。)

「兵」の打刻をした後にテストピース

をお返しします。

- 打刻できない場合は、申請時に申し 出てください。
- 「兵」の打刻をした後にテストピース をお返しします。

- (2) テストピースを以下に従い曲げてください。
  - ① 特別ボイラー溶接士は「側曲げ」試験による。 普通ボイラー溶接士は「裏曲げ」試験による。
  - ② 曲げ試験は試験用ジグを用いて行ってください。(下図参照)



- ③ 試験片は溶接部が正確に型の中央になるように置くものとし、その置き方は次に掲げるところによるものとしてください。
  - ・側曲げ試験片は、欠陥の多い面を下側に置くこと。
  - ・裏曲げ試験片は、溶接部表側を上にしておくこと。
- ④ 曲げ試験は、試験片が完全にU字形になるように雄型に押し付け、試験片と雄型のわん曲部といかなる点におけるすき間にも直径 1mm の針金が入らなくなるようにし、その後ジグから試験片を取り出したものを持参してください。
- ⑤ 曲げ試験後、溶接部を「磨いたり」「削ったり」しないでください。
- (3) 兵庫労働局に曲げたテストピースを持参し合否判定を受けてください。

判定基準は次に掲げる欠陥を生じない場合、合格とする。(次のいずれかの欠陥がある場合は不合格)

- ① 3.2mm 以上の割れがある場合
- ② 割れの長さが 3. 2mm 以下でも、その合計の長さが 7mm をこえる場合
- ③ 小割の数が10個以上ある場合
- ④ ブローホールの数が 10 個をこえる場合
- ⑤ アンダカット、溶込み不良又はスラグの巻込みが著しい場合
- ⑥ 「3.2mm 以上の割れ」の判断にあたっては、アンダカット、内部の割れは問題とするが、熱影響部の割れは問題としないものとし、また、ブローホールと割れが連続しているものは、ブローホールを含めて連続した割れの長さとみなします。

#### ※判定結果が「不合格」となった場合

判定を行ったテストピースは、免許申請書(収入印紙を貼付したもの)、返信用封筒(切手を貼付したもの)とともに回収させていただきます。